

ったものの、「かかりつけ医の近隣へ転居したい」という理由は、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7問30答の敷金等の支給要件に該当しないとして、令和5年4月10日付けで本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

審査請求人は、「かかりつけ医の近隣へ転居したい」ということから敷金等の扶助申請を行っているところ、この申請について、これまで通い慣れていたA病院等までの交通費、移動時間及び交通手段等通院が困難で、病気療養上著しく環境条件が悪く、主治医からも病気療養上、転居することが望ましいと言われていたことから、課長通知第7問30答12に照らし、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合」に該当する等と主張する。

- (2) 局長通知第7の4(1)カのとおり、敷金等の支給については、被保護者が転居に際し敷金等を必要とする場合、必要な額を認定して差しつかえないこととされている。また、「転居に際し、敷金等を必要とする場合」について、課長通知第7問30答12のとおり、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」とされている。
- (3) 以下検討すると、①令和3年10月29日、処分庁は審査請求人の主治医であるA病院の医師から、審査請求人の病状及び診療状況等に関する回答を受けたこと、②A病院の医師は、①の回答書において、審査請求人の現住居から転居する必要性について「有」と回答し、その理由として、審査請求人の近年の病状等を踏まえ、A病院の近隣へ転居し、系統的にフォローすることが望ましいためと回答したこと、③同年11月9日、処分庁は②の回答を踏まえてケース診断会議を開催し、かかりつけ医の近隣へ転居したいという申出は、課長通知第7問30答12に示す要件「病気療養上著しく環境条件が悪い」に当たらないこと等から、敷金等を扶助するのは難しいと判断したこと、④令和4年10月25日、審査請求人は処分庁に来所し、月1回程度通院するA病院の近隣に引っ越したいと以前から相談していたが、新たに物件を見つけたと申し出たこと、⑤同年11月16日、処分庁は審査請求人から転居費用の支弁を求める本件申請書を受理したこと、⑥同月25日、処分庁はケース診断会議を開催し、かかりつけ医の近隣へ転居したいという審査請求人からの申出は、局長通知第7の4(1)カに照らし敷金の支給要件に該当しないとして、本件申請の却下を決定し、同月28日付けで保護申請却下決定処分（以下「先行処分」という。）を行ったこと、⑦令和5年3月23日、処分庁はケース検討会議を開催し、先行処分通知書に記載された却下の理由が不十分であることから、

先行処分を取り消し、理由を補記し本件処分を行うことを決定したことが認められる。

- (4) これらの事実を踏まえると、処分庁は、審査請求人の「かかりつけ医の近隣へ転居したい」との申出について、審査請求人の病状及び診療状況を踏まえたうえで敷金等の支給の可否を判断するため、審査請求人の主治医からの転居の必要性に関する意見を聴取したうえで組織的な検討を行った結果、課長通知第7問30答12に照らし、審査請求人の申出について、敷金等の扶助要件である「病気療養上著しく環境条件が悪い場合」にはあたらないと判断したことが認められる。

そうすると、処分庁は本件申請に対する処分を行うにあたり、敷金等の扶助要件該当性判断のため主治医の意見を確認し、その回答が「可能であれば近隣へ転居し、系統的にフォローすることが望ましい」というものであることや、本件事件記録において「病気療養上著しく環境条件が悪い場合」と評価できる事実が確認できないことを踏まえ、組織的な検討過程を経て局長通知第7の4(1)カ及び課長通知第7問30答12の示す敷金等の支給要件に該当しないと判断し、本件処分を行うに至った本件事実関係に鑑みれば、本件申請を却下した処分庁の判断に本件処分を取り消すまでの瑕疵があったとは認められない。したがって、本件処分の判断過程に合理性を欠くところはなく、著しく妥当性を欠くものと認められず、審査請求人の主張は認められない。

- (5) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和7年	7月29日	諮問の受付
令和7年	8月1日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：8月18日 口頭意見陳述申立期限：8月18日
令和7年	8月22日	第1回審議
令和7年	8月28日	審査庁に回答の求め(回答：令和7年8月28日付け 〇〇第2214号)
令和7年	9月19日	第2回審議
令和7年	10月22日	第3回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第8条は、第1項において「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、第2項において「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。そして、厚生労働大臣は、法第1条及び法第3条の基本原理に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、保護の基準を定めている。
- (4) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 住居 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。
- (5) 局長通知第7の4(1)カは、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。(後略)」と記している。

なお、局長通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

- (6) 課長通知第7問30答は、「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。(中略)12 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であつて設備構造が居住に適さないと認められる場合(後略)」と記している。

なお、課長通知は処理基準である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録等)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成31年2月14日、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2) 令和3年8月31日、処分庁はA病院に対し診療状況についての照会を行った。これは、審査請求人が、気管支喘息の既往症の他に肺結核の治療を昔受けていたこと、かかりつけ医がA病院になっていること、ここ最近原因不明の意識消失発作を起こしており、系統的なフォローのため転院が難しいとして処分庁にA病院の近隣への転居を相談したためであった。
- (3) 令和3年10月22日付けで、A病院担当医は診療状況について「1 病名 気管支喘息 ○○○○○○ 2 病状等の参考事項 他院で○○○、過去数回の意識消失発作」としつつ、「3 診療の状況」については外来(月平均通院日数1日)、「4 今後の治療見込期間」は「約6か月間以上」、「5 現住居からの転居の必要性 有」、「〔転居の必要性〕(有)の場合の理由」として「小児期からの気管支喘息、○○○○、1983年肺結核治療時より当院通院、かかりつけ。近年は何回も意識消失発作を起こしており、原因が不明である。可能であれば近隣へ転居し、系統的にフォローすることが望ましいと考える。」との回答を行った。
- (4) 令和3年11月9日、処分庁はケース検討会議を開催し、審査請求人の○○市への転居希望に係る相談について、【課長問答問(第7の30答12) 〔課長通知第7問30答12〕には、『病気療養上著しく環境条件が悪い』ということが書かれており、かかりつけ医の近隣に転居するという要件ではない。また、電車・バスで30分を要するのでも近隣とはいえず、今回の物件で敷金等を扶助するのは難しいと判断する。」との結論に至った。
- (5) 令和3年11月19日、審査請求人が来所したため、処分庁は同日審査請求人に対し上記(4)の結論を伝達した。これに対し審査請求人は転居することで月1回程度から通院頻度が増えると話したが、喘息ではなく○○○○○○○の治療によるものとのことで当初の話と違って来たとして、処分庁は保護手帳を用いて受給要件について説明した。これに対し審査請求人は納得せず、「一度帰って考えます」と回答した。
- (6) 令和4年10月25日、審査請求人は付添人を伴い、再度処分庁に来所の上、相談を行った。審査請求人は、新たな物件を見つけたとして来所したものであったが、処分庁は、処分庁による保護開始前に居住していた○市よりA病院から遠方となる現住居への転居が本人の意思に基づくものであったこと、前記(4)において支給を認めない結論となっていたことから、支給を認めないとの回答を行った。
- (7) 令和4年11月16日、審査請求人は付添人を伴い再度処分庁に来所し、本件申請を行った。なお、令和4年10月25日及び11月16日において審査請求人から、病状が増悪した等の説明はなかった。

- (8) 令和4年11月25日、処分庁はケース診断会議を開催し、前記(4)と同様の理由で申請を却下する意思決定を行った。
- (9) 令和4年11月28日付けで、処分庁は本件申請を却下する先行処分を行った。却下の理由は「局長通知第7の4の(1)のカにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」に該当しないため」と記載されていた。
- (10) 令和5年3月23日、処分庁はケース検討会議において、先行処分の理由付記が不十分であったとの理由で先行処分を取り消す意思決定を行い、令和5年4月3日付け書面で取消について審査請求人に通知した。
- (11) 令和5年4月10日付けで、処分庁は本件処分を行った。本件処分の通知における却下の理由は「かかりつけ医の近隣に転居したい」という事情は、(中略)局長通知第7の4の(1)のカにいう「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合」に該当しないため」と記載されていた。
- (12) 令和5年6月13日、審査請求人は本件審査請求を行った。なお、審査請求人は審査請求手続において令和4年12月9日付けA病院担当医作成にかかる診断書を提出しており、診断書には「病名 気管支喘息 付記 上記疾患にて今後も通院加療継続の必要性がある。現状、交通機関の乗り継ぎなどで遠方からの通院を余儀なくされており、今後は転居などにより通院利便性が上がる様、配慮することが望ましい。」と記載されていた。

3 判断

- (1) 処分庁は、審査請求人から転居に伴う費用の支給を求めて本件申請があったものの、「かかりつけ医の近隣へ転居したい」という理由は、課長通知第7問30答の転居に際しての敷金等の支給要件に該当しないとして、本件処分を行ったことが認められる。

審査請求人は、「かかりつけ医の近隣へ転居したい」ということから、住宅扶助としての敷金等の支給申請を行っているところ、この申請について、これまで通い慣れていたA病院等までの交通費、移動時間及び交通手段等通院が困難で、病気療養上著しく環境条件が悪く、主治医からも病気療養上、転居することが望ましいと言われていることから、課長通知第7問30答12に照らし、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合」に該当する等と主張する。

- (2) 局長通知第7の4(1)カのとおり、敷金等の支給については、被保護者が転居に際し敷金等を必要とする場合、必要な額を認定して差しつかえないこととされている。また、「転居に際し、敷金等を必要とする場合」について、課長通知第7問30答においては、「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」とした上で、12において、「病気療養上

著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」と記されている。

- (3) 以下検討すると、①令和3年10月29日、処分庁は審査請求人の主治医であるA病院の医師から、審査請求人の病状及び診療状況等に関する回答を受けたこと、②A病院の医師は、①の回答書において、審査請求人の現住居から転居する必要性について「有」と回答し、その理由として、審査請求人の近年の病状等を踏まえ、A病院の近隣へ転居し、系統的にフォローすることが望ましいためと回答したこと、③同年11月9日、処分庁は②の回答を踏まえてケース診断会議を開催し、かかりつけ医の近隣へ転居したいという申出は、課長通知第7問30答12に示す要件「病気療養上著しく環境条件が悪い」に当たらないこと等から、敷金等を扶助するのは難しいと判断したこと、④令和4年10月25日、審査請求人は処分庁に来所し、月1回程度通院するA病院の近隣に引っ越したいと以前から相談していたが、新たに物件を見つけたと申し出たこと、⑤同年11月16日、処分庁は審査請求人から転居費用の支弁を求める本件申請書を受理したこと、⑥同月25日、処分庁はケース診断会議を開催し、かかりつけ医の近隣へ転居したいという審査請求人からの申出は、局長通知第7の4(1)カに照らし敷金の支給要件に該当しないとして、本件申請の却下を決定し、同月28日付けで先行処分を行ったこと、⑦令和5年3月23日、処分庁はケース検討会議を開催し、先行処分通知書に記載された却下の理由が不十分であることから、先行処分を取り消し、理由を補記し本件処分を行うことを決定したことが認められる。
- (4) これらの事実を踏まえると、処分庁は、審査請求人の「かかりつけ医の近隣へ転居したい」との申出について、審査請求人の病状及び診療状況を踏まえたうえで敷金等の支給の可否を判断するため、審査請求人の主治医からの転居の必要性に関する意見を聴取したうえで組織的な検討を行った結果、課長通知第7問30答12に照らし、審査請求人の申出について、敷金等の支給要件である「病気療養上著しく環境条件が悪い場合」にはあたらないと判断したことが認められる。

当該支給要件である「病気療養上著しく環境条件が悪い場合」については、本件審査請求人が呼吸器の疾患を有していることを踏まえれば、居住地の環境条件により、喘息の発作等、呼吸器疾患が増悪している等の事情が具体的に必要となると思われる。

この点、処分庁は、本件申請に対する処分を行うにあたり、令和3年8月31日に敷金等の支給要件該当性判断のため主治医の意見を確認した。

しかし、審査請求人からの「意識消失」という主訴を踏まえても、主治

医からの回答は、「可能であれば」近隣へ転居し、系統的にフォローすることが望ましいというものにすぎず、具体的に審査請求人の呼吸器疾患が居住地の環境条件で増悪しており、直ちに転居の必要性を酌み取ることができるものではなかった。そして処分庁は、本人と面談した過程等においても同様に呼吸器疾患が増悪していることをうかがわせるやりとりがなかったことを踏まえ、「病気療養上著しく環境条件が悪い場合」と評価できる事実が確認できなかったとして、組織的な検討過程を経て局長通知第7の4（1）カ及び課長通知第7問30答12の示す敷金等の支給要件に該当しないと判断したものである。なお、このような審査請求人の事情は、その後主治医によって作成された令和4年12月9日の段階の診断書でも交通利便性の観点から「配慮することが望ましい」と記載されているにすぎず、令和3年10月の診断内容と大きく変わるところはない。

したがって、本件処分における処分庁の判断過程に合理性を欠くところはなく、結果としても著しく妥当性を欠くものとはまでは言えないので、審査請求人の主張は認められない。

- (5) 以上のとおり本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却すべきである。

第6 付言

当審査会における前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

本件審査請求においては、令和5年10月6日に処分庁に反論書を送付した旨記録されているが、そのあと令和7年6月5日に処分庁に質問を送付するまで、約1年8か月の間審理が行われた記録がない。

この点、当審査会より審査庁に対し、理由を確認したところ、本件の担当者の処理が追いつかず、1年8か月間審理期間が空いてしまったとのことであった。

行政不服審査法は第1条で簡易迅速な権利義務の救済を旨としており、手続をこれだけの期間停止させることは適切ではない。審査庁においては、同法第28条の趣旨を念頭におき、事務分担の見直しや事務の効率化に努め、迅速かつ公正な審理の実現のため、審理手続を計画的に進行させるべく工夫、努力することが今後も求められる。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）原田 裕彦

委員 海道 俊明

委員 福島 豪